作見ふれあい広場に関する官民連携可能性調査

作成時点：2026年10月

目次

（１）調査の目的

（２）基本情報

（３）再整備予定地付近のインフラ

（４）法的規制事項

（１）調査の目的

本市では、人口減少や少子高齢化社会が進行する中、令和６年３月の北陸新幹線金沢敦賀間開業を契機に、様々な施策を進めています。

本調査は、加賀市の玄関口である加賀温泉駅周辺において、幅広い年齢層が集いたくなる賑わいと安らぎの場を創出するため、その一助となる飲食店を公園（広場）の再整備とともに誘致し、更なる魅力の向上を図ることについて、可能性を探るものです。

広場再整備イメージ



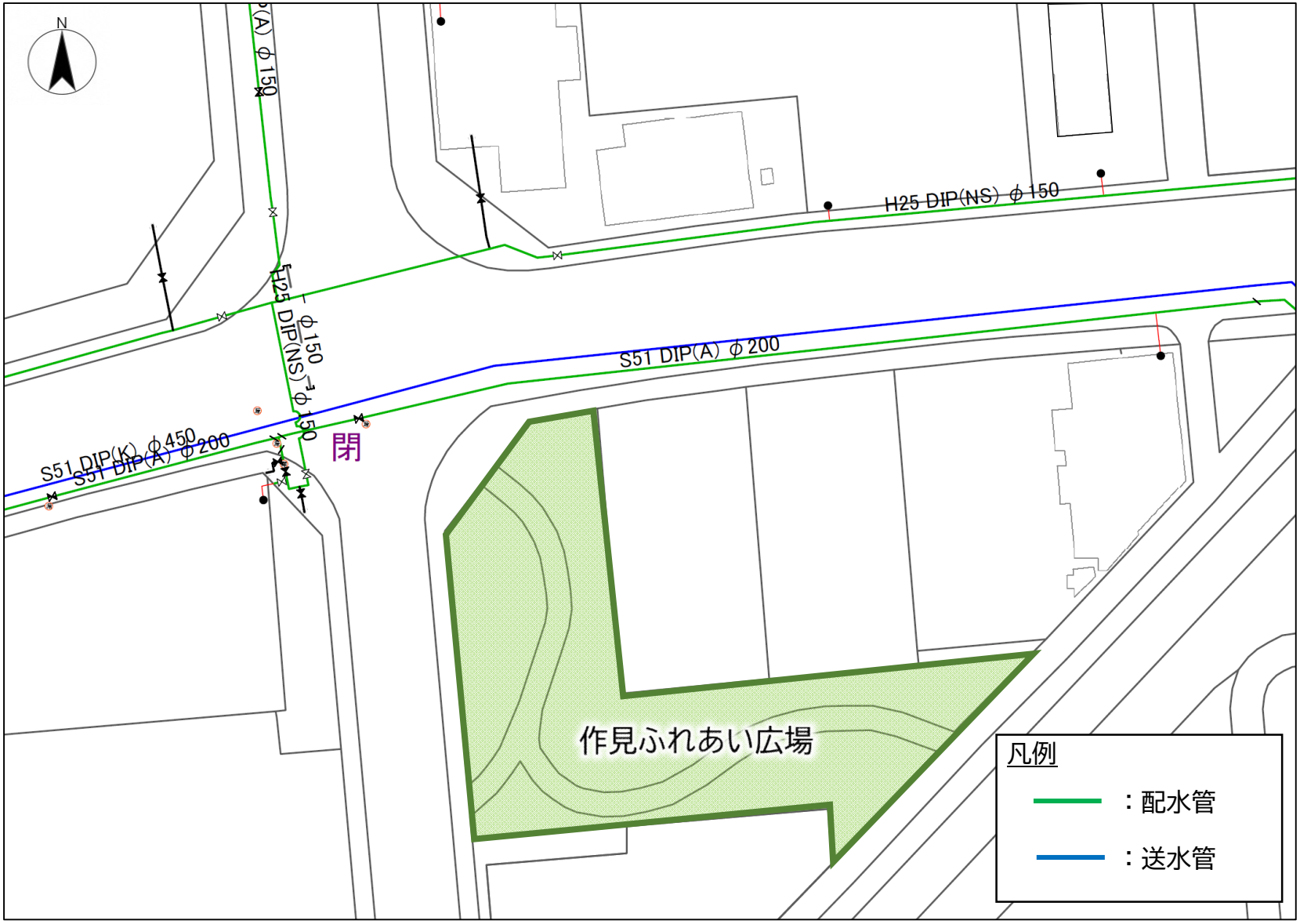
（2）基本情報



施設名称	作見ふれあい広場	土地所有者	加賀市
所 在 地	加賀市作見町ヌ27番4	施設区域面積	約0.15ha
地域地区	都市計画区域：都市計画区域内　区域区分非設定 景観条例：景観形成地域 用途地域：近隣商業地域 建蔽率、容積率：80%、200%　（図4参照） 立地適正化計画：都市機能誘導区域（図5参照） 都市公園（R2年度公告）		

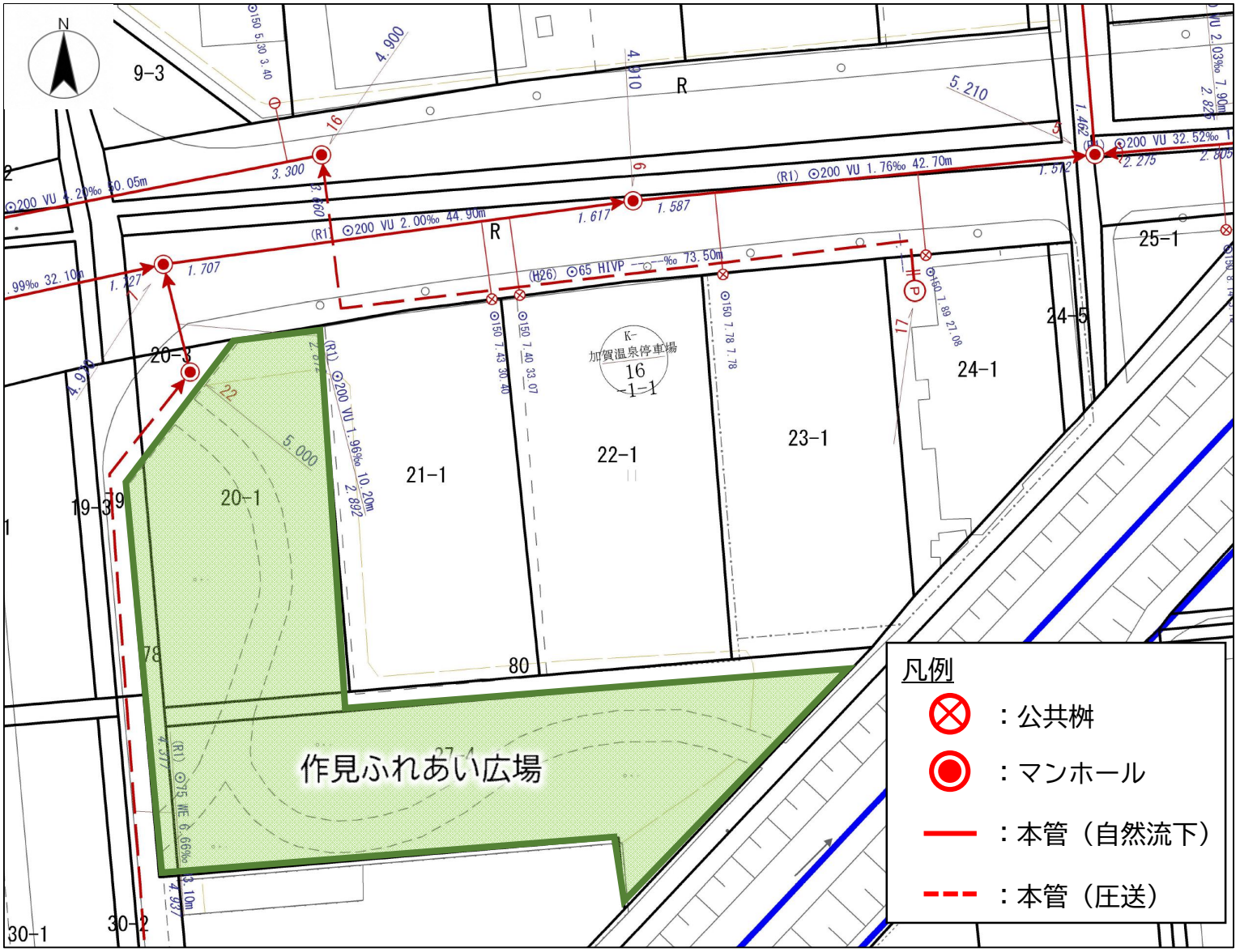
（3）再整備予定地付近のインフラ（上水道）

図1 上水道本管位置図



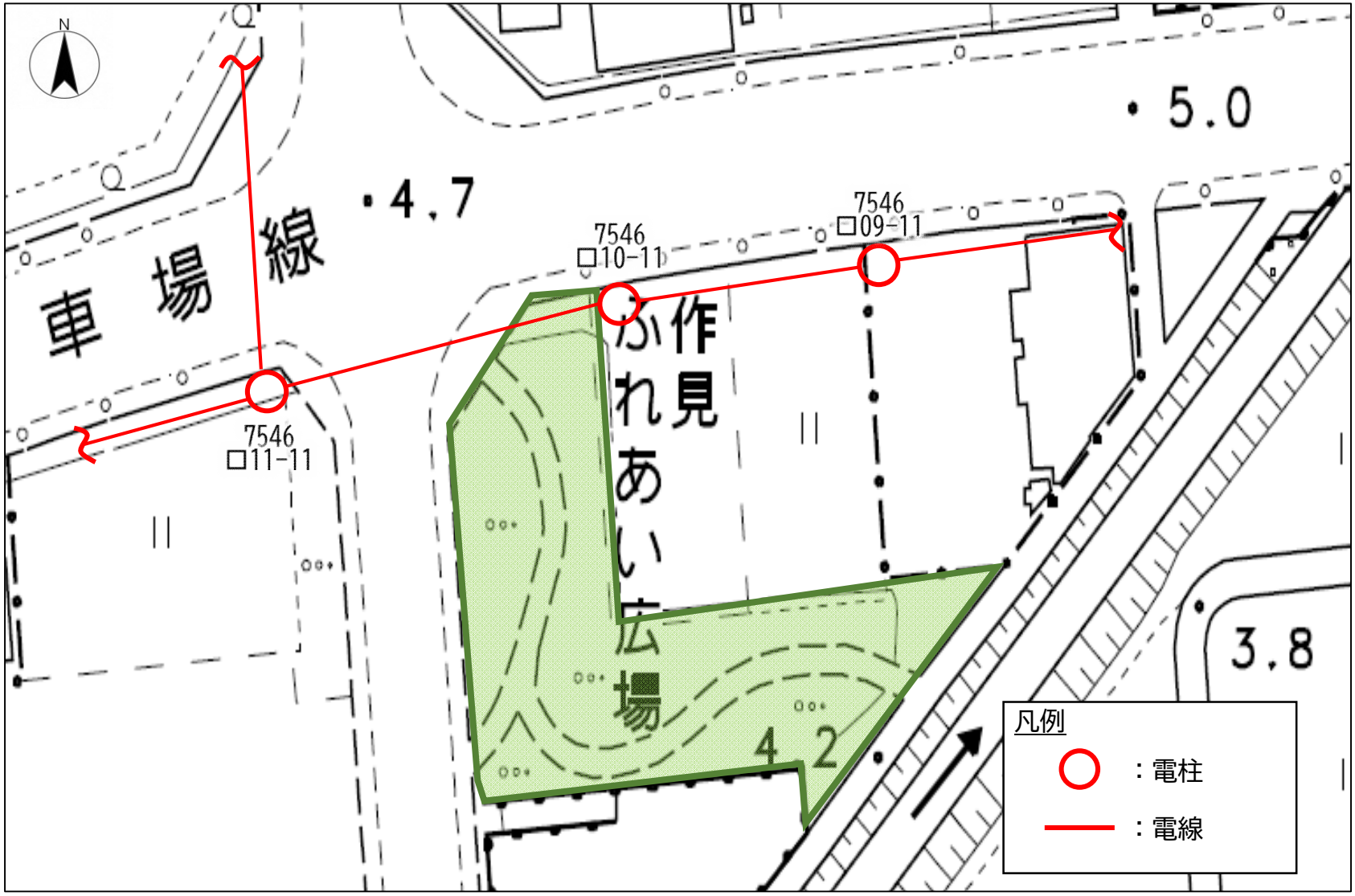
（3）再整備予定地付近のインフラ（下水道）

図2 下水道本管位置図



（3）再整備予定地付近のインフラ（電力）

図3 電柱・電線位置図



（4）法的規制事項

図4 用途地域図

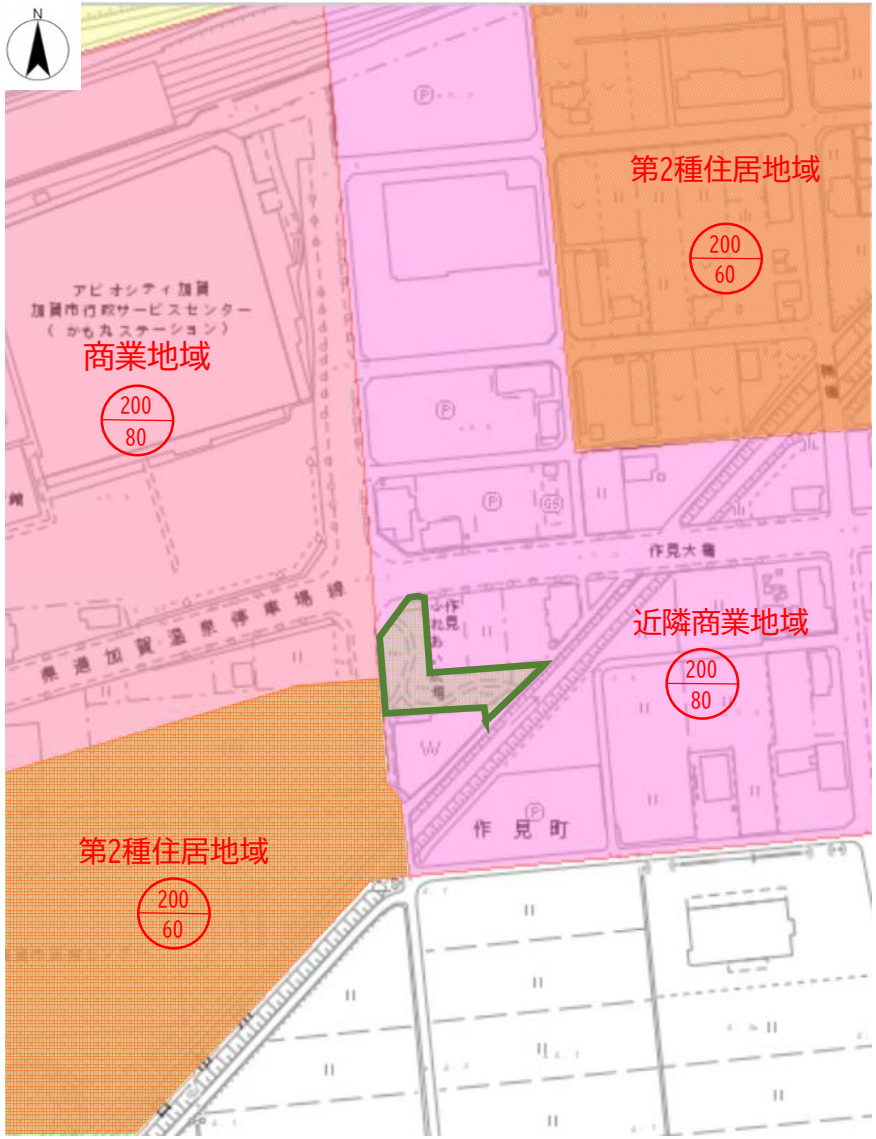


図5 立地適正化計画区域図



（４）法的規制事項

図6 都市計画道路整備状況図



表1 事業施設に関する法令

	関係する法令等
1	接続道路
2	都市公園法 ・加賀市都市公園条例 ・加賀市都市公園条例施行規則
3	景観法 ・加賀市景観条例 ・加賀市景観条例施行規則 ・いしかわ景観総合条例（屋外広告物）
4	高齢者、障碍者等の移動の円滑化の促進に関する法律 ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例 ・加賀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

1　接続道路

<u>北側道路</u>

県道加賀温泉停車場線 現況幅員 約20m

都市計画道路（改良済）

3・4・11 加賀温泉駅前1号線 計画幅員 20m

<u>西側道路</u>

市道B第85号線 現況幅員 約15m

（４）法的規制事項

２　都市公園法

ア.公園施設設置規模の基準について

都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、都市公園の敷地面積の**「5%」**を超えてはならない。ただし、特定の施設については5%に表2の値を加算することができる

※対象施設の組合せによっては、加算できない場合もある。

表2 公園施設の設置基準について

対象	内容
休養施設・運動施設・教養施設・備蓄倉庫など災害応急対策に必要な施設・都道府県立自然公園の利用のための施設	10%
休養施設又は教養施設のうち、下記いずれかに該当するもの イ 文化財保護法に基づき国宝等に指定された建造物 ロ 景観重要建造物として指定された建築物 ハ 歴史的風致形成建造物として指定された建築物	20%
認定公募設置等計画に基づく公募対象公園施設である建築物	10%
屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物	10%
仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、屋根付き広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物を除く。）を設ける場合	2%

また、以下に示す公園施設について設置できる公園面積の制限又は設置について規定している。

表3 公園施設に関する制限

対象	内容
メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設でその利用について料金を取ることを例とするもの	5ha 以上
ゴルフ場	50ha 以上
宿泊施設	当該都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかを設けられない。

イ.公園管理者以外のものが公園施設の設置をする場合、申請書を提出する必要がある（法第5 条第1項）。その時の設置期間について以下の通り規定している。

表4 公園管理者以外の者の公園施設の設置等

対象	内容
公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間	10 年（更新するときの期間についても同様）未満
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）において、選定事業者が行う公園施設の設置又は管理の期間	30 年の範囲内

（４）法的規制事項

３　景観法

ア.加賀市景観条例、同条例施行規則

　加賀市では、景観法に基づく加賀市景観条例を制定し、同条例に定める加賀市景観計画を策定している。加賀市景観計画では、良好な景観を形成するため、加賀市を「景観整備地区」、「景観形成地域」、「景観計画区域」の3つの区域に分けており、景観に影響を与える行為については届出対象とし一定の基準を設けている。

　対象地は、「景観形成地域」に該当し届け出が必要な行為は下記の通りである。加賀市建築課と事前協議を行い、行為着手の30日前までに届出を行うこと。

表5.加賀市景観計画に基づく届け出必要行為

行為の種類
高さが10mを超える又は建築面積200㎡を超える建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更
高さが10mを超える工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更
開発面積が3,000㎡を超える開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）
モジュール面積の合計が100㎡を超える太陽光発電設備等

イ.いしかわ景観総合条例（屋外広告物）

　石川県内で屋外広告物を表示する時には、「いしかわ景観総合条例」で規定する禁止地域や禁止物件、許可の基準、手続きを守る必要がある。対象地は「許可地域」となっており、屋外広告物を表示する際には許可申請が必要となる（窓口 大聖寺土木事務所）。

４　高齢者、障碍者等の移動の円滑化の促進に関する法律

　高齢者、障碍者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、「特定公園施設」を新設する際には、加賀市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に定める基準に適合させなければいけない。

特定公園施設

園路・屋根付広場・休憩所・野外劇場・野外音楽堂・駐車場・便所・水飲場・手洗場・管理事務所・標識・掲示板